

# 平成28年度 企画提案型協働事業実施要領

(素案)



募集期間  
平成28年6月0日~7月0日

(印西市マスコットキャラクター いんザイ君)

平成28年6月  
印西市

# 目 次

目次	1
1. 協働について	2
2. 企画提案型協働事業とは	2
3. 企画提案型協働事業の流れ	4
4. 提案にあたって	
(1) 対象となる事業	6
(2) 事業規模・経費負担等	8
(3) 事業実施期間	8
(4) 応募資格	8
(5) 提出書類	8
(6) 無償労働力等換算金額	9
(7) 評価・審査	9
(8) 評価基準	9
<b>【様式】</b>	
市民活動団体等登録申請書	10
提案書様式①「協働の機会提案書」	11
提案書様式②「協働事業計画書」	14
提案書様式③「企画提案型協働事業経費内訳書」	15
提案書様式 作成のポイント	16
5. 企画提案型協働事業スケジュール	20
6. 企画提案型協働事業Q&A	21

## 1. 協働について

印西市では、平成16年度に『印西市市民活動推進条例』を施行、平成17年度には『市民活動団体（NPO等）との協働を進めるためのガイドライン』を策定し、市民との協働に取り組むためのルール作りを進めてきました。

条例では『協働』を「市民、市民活動団体、事業者及び市がそれぞれの役割を自覚し、自主的な行動に基づき、対等な立場で互いに協力及び連携しながらまちづくりを進めること」と定義しています。また、条例第9条には、「市は、市民、市民活動団体及び事業者に対し、市民活動の持つ特性を活かせる分野において、協働の機会が開かれるよう努めるものとする。」とし、「協働の機会を市長に提案することができる。」と定めています。

※印西市における協働の取り組みについては、平成27年度に策定された『印西市協働の手引き』に詳しく記載しています。

## 2. 企画提案型協働事業とは

『企画提案型協働事業』は、こうした協働の理念を実現するため、平成17年度から実施している制度です。地域社会が抱えるさまざまな課題の解決や、市民満足度の向上につながる市民ニーズの充足に向けて、市民・市民活動団体・事業者等の多様な主体（以下、市民活動団体等）と市が互いに協力・連携し、事業を実施していくものです。

企画提案型協働事業の募集区分には、「自由テーマ型」「行政テーマ型」の2タイプがあります。

### 【募集の区分】

#### （1）自由テーマ型

市民活動団体等が市に事業の企画を提案し、主体的に実施するタイプの事業です。企画提案した市民活動団体等は、計画の策定から実施・報告まで、市の関連部署と協力・連携しながら取り組みます。

#### （2）行政テーマ型

市が企画事業のテーマを事前に示し、事業を実施する市民活動団体等を募集するタイプの事業です。テーマに応募した市民活動団体等は、計画の策定から実施・報告まで、市の関連部署と協力・連携しながら取り組みます。

事業イメージ図 検討中

過去の実施事業一覧

事業名	市民活動団体等(協働部署)	実施年度
印西市ファミリーサポートセンター事業	NPO法人いんば子どもネット (子育て支援課)	H19
竹袋調整池と周辺地域の維持管理事業	NPO法人エコネットちば (都市整備課)	H21~27
自転車ルートマップの作成	印西いーまち会 (経済政策課)	H24~25
里山に不法投棄されたごみの撤去	NPO法人谷田武西の原っぱと森の会 (クリーン推進課)	H24
印西市木下地区歴史講座	木下まち育て塾 (生涯学習課)	H24~27
道作古墳群歴史広場の維持管理事業	NPO法人小林住みよいまちづくり会 (生涯学習課)	H27

### 3. 企画提案型協働事業の流れ

#### 募集・提案

【募集期間:

6月〇日~

7月〇日】

- 企画提案型協働事業の募集を行います。
- 提案に先立ち、市に市民活動団体登録を行っていただく必要があります。登録には、要件・手続きがあります。→10頁参照
- 「協働の機会提案書」を提出してください。→11頁~13頁参照
- 市民活動推進課では、事前相談を随時お受けします。必要に応じて提案事業に関連する部署との調整の機会を設けます。

#### 協議・調整

【7月下旬~

8月上旬】

- 市民活動推進課では、提出された提案書の「書類審査」を行い、必要に応じて聞き取り等の調査を行うとともに、市の関連部署と協議を行います。(チェックシートによるヒアリング)

#### アイデア審査

【8月〇日】

- 公開審査会を実施します。提案者のプレゼンテーションをもとに、市の附属機関である市民活動推進委員会が審査を行います。  
※継続事業の提案については、アイデア審査は行いません。

#### 三者協議・調整

【8月下旬~

9月下旬】

- アイデア審査を通過した提案及び継続事業については、提案者、市の関連部署、市民活動推進課で最終審査に向けて協議・調整を行います。
- 協議が整った段階で、「協働事業計画書」と「事業経費内訳書」を提出してください。→14・15頁参照
- 希望に応じて、コーディネーターを派遣します。

#### 【企画提案型協働事業コーディネーターとは】

提案者と市の関連部署の協議の場で、中立の立場から、それぞれの特性と能力が十分に発揮されるよう、両者の意見を調整するとともに、よりよい提案に向け助言する役割を担う方です。

#### 最終審査

【10月〇日】

- 公開審査会を実施します。提案者のプレゼンテーションをもとに、市民活動推進委員会が最終候補事業を選定します。

**答申・採択事業**

**の決定**

【10月中旬】

○市長は、市民活動推進委員会からの答申結果をもとに事業採択し、提案者に通知します。

**事業準備**

【10月～3月】

○市の関連部署は次年度の事業化に向け、予算要求を行います。  
○提案者と市の関連部署は、事業実施に向けた具体的な最終調整を行います。

**協定の締結**

【3月】

○市議会3月定例会議で予算が議決されれば、正式に事業化となります。  
○提案者と市の関連部署は、協働事業を進める上での理念や目的、ルール、役割分担、費用の支払い等を定めた協定書及び委託契約書を締結します。

**事業の実施**

【4月～】

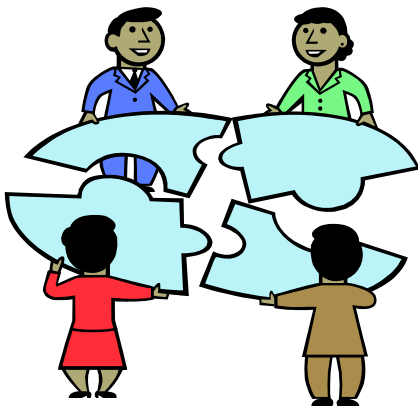
○いよいよ事業のスタートです。事業着手後も関係者と適宜協議を行い、円滑に事業が進捗するよう進めてください。

**事業の完了**

【平成30年

4月～】

○事業が完了したら、市の指定する評価シートに基づき、双方がそれぞれ事業の評価を行います。  
○公開の成果報告会を行います。提案者が1年間の活動内容を報告し、事業の成果、課題について振り返ります



## 4. 提案にあたって

### (1) 対象となる事業

募集内容は「自由テーマ型」または「行政テーマ型」に対する提案事業とし、以下の要件を備えた事業を対象とします。

#### 【要件】

- ① 公益的、社会貢献的な事業で、提案者と市が協働して取り組むことにより、地域社会や市の各部署が抱える課題の解決が図られる事業
- ② 市民サービスの向上により市民満足度が高まり、具体的な成果・効果が期待できる事業
- ③ 協働で実施することにより相乗効果が期待できる事業
- ④ 協働の役割分担が明確で、提案者の実施が可能である事業
- ⑤ 独創的・先駆的な工夫やアイデアがあり、新しい視点からの取り組みである事業
- ⑥ 予算の積算、見積りが適正と認められる事業
- ⑦ 予算や実施方法、人的資源等から実現、実施が可能と認められる事業

#### 【対象外となるもの】

- ① 営利を目的としたもの
- ② 政治、宗教、選挙活動に関わるもの
- ③ 提案内容が行政や他の機関、団体などに対する要望、陳情的なもの
- ④ 特定の個人や団体のみが利益を受けるもの
- ⑤ 施設等の建設、整備、修繕を目的とするもの
- ⑥ 印西市や国、県及び他の地方公共団体及びそれらの外郭団体等から委託や助成を受けている事業、または受ける予定のあるもの
- ⑦ 地域住民の交流行事等の親睦的なイベント
- ⑧ その他公序良俗に反するもの

### 事業提案にあたって

印西市では、めざすべき将来都市像を掲げ、その実現に向けた政策を展開していくための指針として印西市総合計画を定めています。

事業を企画するにあたり、市の総合計画や施策を必ずご参照ください。

- ・ 印西市の新しい総合計画

<http://www.city.inzai.lg.jp/0000000710.html>

- ・ 印西市総合計画「第〇次実施計画(平成〇年度～平成〇年度)」

<http://www.city.inzai.lg.jp/0000000625.html>

以下の表は、印西市総合計画「第〇次基本計画(平成〇年度～平成〇年度)」から、市の基本構想に掲げた「政策」と「施策」を示したものです。自由テーマ型の事業を提案する場合は、ここで掲げられた市の施策に該当する企画となるよう留意してください。

## 施策の体系

基本目標	政策	施策
<b>1</b> 恵まれた自然の中で やすらぎを持って 生活できる まちをつくる (生活環境)	<b>1</b> 豊かな自然環境を保全・活用したうらおいのある生活をめざす (自然環境)	① 自然環境の保全と活用 ② 緑の創造と活用
	<b>2</b> 次代につなぐ地球環境にやさしい生活をめざす (環境保全・廃棄物処理)	① 環境負荷の低減 ② 環境美化の推進
	<b>3</b> 市民の安全を守り安心して生活できる環境づくりを推進する (防災・防犯)	① 防災体制の充実 ② 消防・救急体制の充実 ③ 防犯対策の強化 ④ 交通安全対策の推進 ⑤ 消費者保護の推進
<b>2</b> やさしさを持って いきいきと暮らせる まちをつくる (健康福祉)	<b>1</b> 思いやり支え合う地域の福祉活動を推進する (地域福祉)	① 地域福祉の推進 ② 社会保障制度の充実
	<b>2</b> 安心して子育てができる環境づくりを推進する (児童福祉・子育て)	① 子育て支援の充実 ② 親と子の健やかな成長の支援
	<b>3</b> 高齢者や障がい者にやさしい環境づくりを推進する (高齢者・障がい者の福祉)	① 高齢者の生きがいづくりの推進 ② 介護・介護予防サービスの充実と地域包括ケアの推進 ③ 障がい者への生活支援の充実と社会参加の促進
	<b>4</b> 誰もが健康で元気に暮らせる環境づくりを推進する (健康・医療)	① 健康管理体制の充実 ② 健康づくりの推進 ③ 医療体制の充実
<b>3</b> 地域の持つ 可能性を活かした 魅力ある まちをつくる (産業振興)	<b>1</b> 食を支える農業の持続的な発展を図る (農業振興)	① 農業生産基盤の充実 ② 意欲ある多様な農業者の育成と支援 ③ 農業を通じた地域の振興
	<b>2</b> 国際的な視野を持ち活力に満ちた商工業の振興を図る (商工業振興・企業誘致)	① 企業誘致の推進 ② 商工業活性化の推進 ③ 雇用対策の推進
	<b>3</b> 観光資源の活用を図り交流と賑わいを創出する (観光)	① 観光推進体制の強化 ② 観光資源の創出と活用
<b>4</b> 健やかな心と体を育み 未来を拓く まちをつくる (教育・文化)	<b>1</b> 生きる力を持ち未来を拓く子どもを育む (学校教育)	① 健やかな心と体を育む教育の推進 ② 活力ある学校づくり ③ 学校・家庭・地域の連携強化
	<b>2</b> 生涯を通して学びスポーツに親しめる環境づくりを推進する (生涯学習・生涯スポーツ)	① 生涯学習活動の支援 ② 生涯学習推進体制の充実 ③ 青少年の健全育成 ④ スポーツ環境の整備・充実 ⑤ スポーツ推進体制の充実
	<b>3</b> 心に豊かさをもたらす文化の保護と振興を図る (文化)	① 文化・芸術活動の推進 ② 文化財の保護・活用 ③ 市史編さん事業の推進
	<b>4</b> 互いの文化を認め合い尊重しながらともに歩める社会をめざす (国際化・多文化共生)	① 国際化の推進 ② 多文化共生社会づくりの推進
<b>5</b> 快適で暮らしやすい 都市機能の充実した 美しいまちをつくる (都市基盤)	<b>1</b> 適正で機能的な土地利用を推進する (土地利用)	① 計画的な土地利用の推進 ② 市街化区域の都市機能の向上
	<b>2</b> 生活を支える交通環境を整備する (道路・公共交通)	① 道路網の整備・充実 ② 公共交通の充実
	<b>3</b> 良好で魅力ある住環境を整備する (上下水道・都市景観・住宅)	① 上下水道の整備 ② 景観施策の推進 ③ 住宅施策の推進
<b>6</b> 市民と行政がともに歩み 健全で自立した まちをつくる (住民自治・協働・行財政)	<b>1</b> 市民が主体のまちづくりを推進する (住民自治)	① 市民参加の推進 ② 市政情報の共有化の推進 ③ コミュニティ活動の推進
	<b>2</b> 皆でまちを育む環境づくりを推進する (協働)	① 市民活動の推進 ② 男女共同参画の推進 ③ 産学官連携の推進
	<b>3</b> 市民ニーズに応じた効率的で効果的な行財政運営を行う (行財政)	① 市民サービスの充実 ② 効率的・効果的な行財政運営



## (2) 事業規模・経費負担等

- ▼事業経費は、事業の内容から必要と考えられる経費を適正に積算した額とします。
- ▼事業の実施にあたり、協定書、契約書、事業計画書、収支予算等を別途作成します。
- ▼市は受託者に委託料を支払います。
- ▼希望受託金額は全額が委託料として認められるとは限りません。採択された提案事業を精査したうえで決定します。
- ▼委託契約締結後においては、市は契約を上回る金額を支出することはできません。
- ▼企画提案型協働事業の事業費と直接かかわりのない経費（団体組織を維持するための経費、団体独自の活動経費、事務所の維持経費等）は委託料の対象外となります。
- ▼受託者以外のものに実施事業を再委託することはできません。

## (3) 事業実施期間

事業の実施期間は、原則として

**【平成29年4月1日から平成30年3月31日】の単年度事業**とします。

## (4) 応募資格

応募できるものは以下の要件を満たす**個人・団体・事業者**とします。

なお、応募する場合は必ず市への市民活動団体登録が必要となります。

- ①条例で定める市民活動を行うものであること。
- ②原則として印西市内に居住もしくは事務所があり、市内または近隣地域で事業開始時において6ヶ月以上の活動実績があること。
- ③規約、会則等を有していること。
- ④予算及び決算を示すことができること。
- ⑤提案事業を遂行できる能力を有するもの。
- ⑥政治上の主義や、宗教を広めることを目的としないもの。

※上記の要件を満たすものが共同で応募することもできます。

※自由テーマ型で同一事業の継続は、3回までとします。

## (5) 提出書類

市民活動団体登録が完了した団体は、11頁～15頁の提案書様式を提出してください。

応募時の提出書類は様式①（11頁～13頁）、最終審査時の提出書類は様式②③（14・15頁）となります。自由テーマ型、行政テーマ型とも提出する様式は同じです。

また、必要に応じて参考資料を添付することができます。

## (6) 無償労働力等換算金額

15号様式③の「企画提案型協働事業経費内訳書」に、無償労働力等換算金額を記入する箇所があります。本来の事業規模を評価するため、NPO等が事業を実施するうえで算出できるボランティア等の労働力等についても金額に換算し、記入してください。

無償労働力を換算した金額を含めたものについては、カッコ書きとしてください。

例) 無償労働力の人件費単価 817円/h (千葉県最低賃金) 以上として計算

## (7) 評価・審査

提案された事業については、書類審査をへて、次の「(8) 評価基準」に基づき、アイデア審査、最終審査の順で審査を行います。(アイデア審査では、評価基準の「①課題把握の的確性」と「②協働の効果」を審査します。)

アイデア審査、最終審査は、より公平性・透明性を高めるため、市の附属機関である印西市市民活動推進委員会が公開プレゼンテーション形式で評価・審査を行います。

また、提案者は最終審査に向けて、市の関連部署、市民活動推進課との三者協議の場に必ず参加していただきます。

## (8) 評価基準

評価項目	内 容
①課題把握の的確性	▼地域社会が抱える課題としての的確に捉えている事業か。 ▼地域や市民のニーズが高い事業か。
②協働の効果	▼協働の役割分担が明確で、相乗効果が見込める事業か。 ▼協働することによって単独で実施するよりも、効果的で質の高いサービスを提供できる事業か。
③事業の目的・内容・効果	▼事業の目的や内容が具体的で明確か。 ▼事業の実施により期待できる効果は明確か。 ▼提案者の持つ特性を十分に活かし、また独創的な事業か。 ▼市の事業としてふさわしいか。
④事業計画・実施体制	▼事業計画は明確で具体的なものか。 ▼事業の実施体制(安定した財政基盤や人材などの体力、スキル等)は充分か。
⑤実施方法・積算根拠	▼課題解決に向けた有効な手法が盛り込まれたものか。 ▼事業経費の積算根拠は適正であり妥当なものか。

(登録申請書 様式)

印西市市民活動推進条例施行規則第2条 (第1号様式)

市民活動団体等 (個人・団体・事業者) 登録申請書		
年 月 日		
印西市長	様	(申請者) 名称 所在地 代表者 連絡先 E-mail
⑩		
印西市市民活動推進条例第10条の規定により、市民活動団体等の登録をしたいので、申請します。		
団体の概要	設立年月日	年 月 日
	会 員 数	全体 名 (内訳 )
	役 員 内 訳	
	活 動 拠 点	
	ホームページ	URL ( ) 無
活動の目的 及び内容	目的	
	内容	
情報の公開	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 (公開しない部分 ) ※非公開の理由 ( )	
添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 規約、会則又は定款 <input type="checkbox"/> 役員、会員名簿 <input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 予算書及び決算書 <input type="checkbox"/> 参考資料	

## 協働の機会提案書(アイデア提案用)

年 月 日

印西市長 様

(登録者) 登録番号 ー  
名 称  
所在地  
代表者職氏名  
連絡先

⑩

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

現状・課題 (行政テーマ型の場合 はテーマ名のみ記載)	
提案理由	
提案内容 (予算の概算も記入)	
貴団体の特性、協働 で実施するメリット (提案者が事業実施できる能 力や有利なアピールポイント)	
事業実施により得られ る効果や今後の展望	

## 協働の機会提案書(継続提案用)

年 月 日

印西市長 様

(登録者) 登録番号 ー  
名 称  
所在地  
代表者職氏名  
連絡先

⑩

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

現状・課題 (前年度の実施を踏 まえた課題)	
提案理由	
提案内容 (前年度の実施を踏 まえた改善内容)	
貴団体の特性、協働 で実施するメリット	
継続実施により 得られる効果や 今後の展望	

## 共同提案者名簿一覧

(登録者) 登録番号	—	
名 称		
所在地		
代表者職氏名		㊟
連絡先		
(登録者) 登録番号	—	
名 称		
所在地		
代表者職氏名		㊟
連絡先		
(登録者) 登録番号	—	
名 称		
所在地		
代表者職氏名		㊟
連絡先		
(登録者) 登録番号	—	
名 称		
所在地		
代表者職氏名		㊟
連絡先		

※記入箇所が足りない場合は適宜追加してください。

(提案書 様式②)

協働事業計画書			
事業名			
事業の目的			
該当する市の施策 及び協働担当部署	(施策名) (部署名)		
事業期間	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日		
事業の内容 詳細に役割分担別に記入 (役割分担を、できれば事 前に市の担当に相談して 記すか、希望を記す)	提案者		市
事業に要する 経 費 <small>※詳細については、様式③による</small>			
事業の運営体制 (事業関係者、協力者、有 資格者など)			
協働のメリット (各立場にとっての効果を 簡潔に)	提案者	市民	市
対話方法 <small>市との協議や打ち合わせ方法</small>			
広報や事業評価の 方 法			
備 考	関係団体等		
	その他 (添付書類等)		

(提案書 様式③)

### 企画提案型協働事業経費内訳書

事業に係る見積り積算金額 金 円

無償分を含めた金額 (金 円)

#### 【歳入】

項 目	積算根拠 (内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
市に負担を求める額		
その他収入		
提案者負担分		
無償労働力等換算金額		( )
合 計 (無償分を含めない)		円
無償分を含めた合計額		( )

#### 【歳出】

項 目	積算根拠 (内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
提案者が負担する 無償労働力	〇〇〇円×〇〇時間×〇〇人×〇〇日=〇〇〇円	( 円 )
提案者が負担する 無償機材等	〇〇〇円×〇〇日=〇〇〇円	( 円 )
提案者が負担する その他の材	〇〇〇円×〇〇日=〇〇〇円	( 円 )
合 計 (無償分を含めない)		円
無償分を含めた合計額		( )



## 作成のポイント①

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式①)

### 協働の機会提案書

平成27年6月1日

印西市長 板倉 正直 様

(登録者) 登録番号 H22-000  
名称 NPO法人ちば印西倶楽部  
所在地 印西市大森 2364-2  
代表者 理事長 印西 太郎 ㊟  
連絡先 0476-42-5111

企画提案型協働事業を、下記のとおり提案します。

課題	現在、大林調整池及びその周辺は、水辺ということで、周辺の市民が、散歩やジョギングをするなど憩いの場として利用している。 また、市は調整池としての機能を果たせるような管理をしている。 調整池の機能を保持したまま、市民が期待する憩いの場として利用ができるかが、課題となっている。
提案理由	大林調整池と周辺地域について、機能管理だけではなく、憩いの場として、人と自然が笑顔でつながるような場所に変えていきたい。
提案内容	1年を通じて良好な景観を保つよう、5,000㎡の草刈りを年8回実施するとともに、2,000㎡の花畑づくりを実施する。また、イベントを開催し、地域の魅力ある拠点施設へと変えていきたい。
協働で実施する特性 (提案者が事業実施できる能力や有利なアピールポイント)	私たちNPO法人ちば印西倶楽部は地元に根ざしたNPOで、地域の住民や団体等との関わり合いが深いため、草刈りや花植えのボランティア等を集めやすい。また、イベントを開催する場合でも地域の子供達やその親を集めることができる。 以上のことから、この地域の住民ニーズを的確に地域づくりに反映した拠点づくりをすることができる。
事業実施により得られる効果や今後の展望	市としては1割程度の経費削減が見込まれ、効率的な維持管理と効果的な活用を図ることができる。市民にとってはかけがえのない憩いと癒しの場が得られ、1割程度の公園利用者増を見込んでいる。将来的には、他のNPOや町内会等と一緒に協働事業を実施したい。

**作成のポイント②**

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式②)

協働事業計画書			
事業名	大林調整池と周辺地域の維持管理事業		
事業の目的	大林調整池とその周辺について、本来の機能を果たしながら、花畑を作り景観的にきれいにし周辺住民の憩いの場とする。		
事業期間	平成28年4月1日 ～ 平成29年3月31日		
事業の内容 <small>詳細に役割分担別に記入 (役割分担を、できれば事前に市の担当に相談して記すか、希望を記す)</small>	提案者	市	
	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 草刈り実施</li> <li>○ 花畑を作る</li> <li>○ 樹木の管理をする</li> <li>○ 自由花壇をつくる</li> <li>○ 定期的に清掃をする</li> <li>○ イベントの開催</li> <li>○ 周辺住民のニーズの調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 花の種を提供する。</li> <li>○ 管理についての相談・協議</li> <li>○ 植栽についての指導</li> </ul>	
事業に要する経費 <small>※詳細については、様式③による</small>	240,000 円	1,550,000 円	
対話方法 <small>市との協議や打ち合わせ方法</small>	毎月末に市へ事業の進捗状況及び実績を報告。また、メール等で、随時情報交換をしていきたい。		
協働事業の効果 <small>(各立場にとっての効果を簡潔に)</small>	提案者	市民	市
	この場所を魅力ある、拠点施設と変えていくことで、今後周辺のまちづくりへの広がりを期待できる。	景観的に美しく市民が憩える癒しの場になる。	本来の機能に加えて、地域の魅力ある拠点へと変化していく。また、経費も現状より削減できる。
広報の方法	現地に看板の設置や、積極的にミニコミ誌などへ情報を提供していく。		
評価の方法	団体会員やボランティア参加者による自主評価を実施するとともに、公園利用者にアンケートを実施し、内容をとりまとめて市に報告する。		
備考	関係課・関係団体等 都市整備課・土木管理課		
	その他 NPO法人水辺ネット・大林住みよいまちづくり会		
添付書類			

**作成のポイント③**

※この事例に書かれている団体・場所等の名称は架空のものです。

(提案書 様式③)

企画提案型協働事業経費内訳書

団体全体の収支ではなく提案する事業に係る積算金額を記入。

事業に係る見積り積算金額 金 1,550,000 円

無償分を含めた金額 (金 3,578,000 円)

提案者の無償の労働力や提供分を金額に換算して記入してください。

【歳入】

項目	積算根拠(内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
市に負担を求める額		1,550,000
その他収入		
提案者負担分		240,000
無償労働力等換算金額	労働力 1,472,000 円 機材 316,000 円	(1,788,000)
合計(無償分を含めない)		1,790,000
無償分を含めた合計額		(3,578,000)

歳入項目は  
・市に負担を求める額 のほか  
・事業収入 ・寄付金  
などの項目別に記入。

事業を実施するために必要な経費を下記に掲げる項目例を参考に、項目別に、それぞれ積算根拠を記入すること。

車両、土地、建物、備品等の購入費は原則認められません。

【歳出】

項目	積算根拠(内容・数量・単価など)	見積り金額(円)
人件費	草刈 面積 5,000 m <sup>2</sup> 8回×150,000/回	1,200,000
材料費	花畑施肥(元肥、追肥) 2,000 m <sup>2</sup> 4回×50,000/回	200,000
材料費	花の苗・種 2,000 m <sup>2</sup> 3回×50,000/回	150,000
イベント開催費		240,000
提案者が負担する 無償労働力	800円×4時間×20人×23日=1,472,000 円 (草刈り 8日 清掃 12日 花植え 3日)	(1,472,000)
提案者が負担する 無償機材等	草払機 1,000 円×8日×20 台=160,000 円 草刈機 12,000 円×8日×1 台=96,000 円 トラクター 20,000 円×3 日×1 台=60,000 円	(316,000)
提案者が負担する その他の材		( )
合計(無償分を含めない)		1,790,000
無償分を含めた合計額		(3,578,000)

当該事業以外にかかる事業費や人件費、管理運営費等は対象となりません。

▼歳出経費の項目例

- ①【人件費】・・・事業を実施するために必要な団体の人件費
- ②【報償費】・・・講師等の謝礼金
- ③【旅費】・・・旅費交通費
- ④【消耗品費・原材料費】・・・事業を実施するために必要な材料、消耗品などの経費
- ⑤【印刷製本費】・・・チラシ、報告書等の印刷費、製本代
- ⑥【食糧費】・・・事業を実施するために必要不可欠と認められる食品材料費等
- ⑦【通信運搬費】・・・郵便等郵送料、電話料、FAX、インターネット通信料
- ⑧【保険料】・・・行事保険、損害賠償保険、ボランティア保険等
- ⑨【手数料】・・・各種申請手数料
- ⑩【工事費】・・・工事請負費
- ⑪【使用料・賃借料】・・・会場、会議室、器具、備品等の使用料、賃借料
- ⑫【その他】・・・事業を実施するために必要な経費のうち、上記のどれにも該当しない場合はご相談ください。

## 5. 企画提案型協働事業進行スケジュール

### (平成28年度)

5月13日 平成28年度第1回市民活動推進委員会において「平成28年度企画提案型協働事業実施要領」を決定

6月1日 ▼企画提案型協働事業 募集開始（6/1号市広報紙・ホームページ等に掲載）  
随時「登録申請」や相談受付

6月11日 企画提案型協働事業説明会（会場：市民活動支援センター）

7月〇日 ▼企画提案型協働事業 募集締め切り

8月上旬 書類審査

8月19日 **アイデア審査** 公開審査会（プレゼンテーション）

8月下旬 提案者、市の関連部署、市民活動推進課による協議・検討・調整  
～9月下旬（三者協議）

10月7日 **最終審査** 公開審査会（プレゼンテーション）

10月上旬 委員会が採択候補事業を選定し、結果を市長に答申

10月中旬 委員会の答申に基づき、市が採択事業を決定・公表、予算要求

3月下旬 予算の議決

### (平成29年度)

4月1日～ 協定書及び委託契約書の締結  
事業開始  
随時、事業の進捗状況を確認・調整  
事業完了、完了検査

### (平成30年度)

事後評価、成果報告会

## 6. 企画提案型協働事業 Q & A

### Q 1) なぜ協働事業を行う必要があるのですか？

市民ニーズが高度化、多様化するなかで、これまで行政が行ってきた画一的な仕組みだけでは十分な公共サービスが提供できなくなっており、様々な担い手による新しいサービスの開発が要請されています。こうした新しいサービスを効率的・効果的に生み出す手法として、市民と市がそれぞれの特性を生かし、相互協力して課題解決に取り組む『協働』の取り組みが注目されるようになってきました。

市では、地域社会が抱えている様々な課題に対して、市民、市民活動団体、事業者が主体的・自主的に実施する市民活動や事業について、市が協力・連携することで新たな公共サービスを生み出していく…このような市民主体のまちづくりを目指し、協働の取り組みを進めています。

### Q 2) 提案して何のメリットがあるのですか？

提案された事業は、様々な機会を通じて公開されるとともに、市民活動推進委員会による審査・評価や市の関連部署による協議・検討が進められます。こうした機会を通じて、提案者は企画・提案に込めた想いや日頃の活動内容を、市民や市行政の多くの人々にアピールすることができます。

また、公開の場をはじめとした一連のプロセスは、学びの場であり交流の場です。提案内容や活動が次のステップに発展していく可能性があります。

提案については、市民活動推進委員会の評価・審査・答申をへて、市から検討結果が明らかにされますので、提案事業があいまいに放置されることはありません。

企画提案型協働事業への提案は、日ごろから地域で活動している市民活動団体等が行政にはない優れた特性や豊富な知識・経験を生かし、市との協働事業による「新しい公共」の担い手として、地域に貢献できる重要な機会とお考えください。

### Q 3) 団体の活動費を助成してくれる制度ですか？

企画提案型協働事業は活動費の助成制度ではありません。行政とともに地域の課題解決に取り組む制度で、事業経費は契約書に基づき、市からの委託費として支払われます。

印西市で市民活動団体等を資金面から支援する仕組みとしては、「公益信託印西市まちづくりファンド」があります。市内で行われる市民主体の公益活動に対して助成するもので、毎年4月に募集を行っています。詳しくは事務局の千葉銀行信託コンサルティング部（Tel.043-301-9269）、または市民活動推進課にお問い合わせください。

#### Q 4) 市民活動推進委員会とは何ですか？

平成16年7月より施行されている「印西市市民活動推進条例」の第11条に、市の附属機関として、市民活動の推進に関して必要な事項を専門的な見地から調査審議し、また「協働の機会」について検討協議を行うものとして「印西市市民活動推進委員会」の設置が規定されています。この規定に基づき、平成16年12月に設置されました。

現在の委員構成は、公募市民3名、市民活動団体関係者3名、学識経験者3名、事業者3名の合計12名となっています。

#### Q 5) 協働事業は誰が提案できるの？

市民活動推進条例で定める「登録」を行った市民活動団体等が提案できます。登録には、一定の要件や手続きが必要です。→6頁～10頁参照

#### Q 6) どんなことが提案できるのですか？

「地域社会が抱えている様々な課題やニーズに取り組みたい」という提案者の想いを育てるための制度であり、提案のテーマや規模について特に制限はありません。また、市が企画事業のテーマを募集する「行政テーマ型」への提案や、既に市が実施している事業に関連する提案も可能です。

ただし、市と協働して行う公益的な事業ですので、営利を目的とするもののほか、公共事業としてふさわしくないものは提案できません。→6・7頁参照

企画提案型協働事業は、提案者と市とがそれぞれの責任と役割分担を明らかにして行う事業ですので、市への一方的な要望や単なる思いつきは提案にはなじみません。

#### Q 7) 提案すれば全部実現するのですか？

提案された事業がすべて実施される、というわけではありません。調整・協議・検討・評価・審査が一定のプロセスと期間で行われ、審査に合格した事業が市民活動推進委員会から市長に答申され、「協働事業として推進する事業」として決定されることとなります。その後、予算化が図られた上で、協定を締結し、協働事業としてスタートすることとなります。

#### Q 8) 事業のアイデアだけを提案することはできますか？

企画提案型協働事業は、提案者が企画の提案から事業の実施まで行うことを前提としており、アイデアだけの提案はできません。しかし、市ではこれからアイデアを育て、企画の実現に結びつけることを目指す仕組みとして、協働事業のアイデアを登録・公開する「アイデアのたまご」を募集しています。→24頁参照

**Q 8) 手続きなどが面倒ではないですか？**

確かに、企画提案型協働事業には一定の時間と手続きが必要です。しかし、この手続きは提案者と市の関連部署との相互理解を深めるためには欠かせないもので、協働の効果を高めるためには、むしろ不可欠なプロセスとして位置付けられています。

**Q 9) 市がやることを市民に押し付けているだけでは？**

「行政が市民を都合よく利用するだけではないか」「これまで行政が行ってきた事業を無責任に市民に委ねられても困る」といった懸念の声も聞かれます。

市では、そうした行政側の責任転嫁を避けるため、協働事業を条例等に基づく総合的・体系的な施策として推進し、公開の場での中立公正な審査と評価体制を整えています。

**Q 10) 今まで何件提案があり、そのうち何件採択されているのですか？**

これまでの審査結果は下表のとおりです（実施事業については3頁参照）。採択実績が多いとは言えない現状ですが、提案内容を基に市民活動推進課が市の関連部署と仲介しますので、関心のある場合はぜひ前向きにご検討ください。

年 度	採択数／提案数	年 度	採択数／提案数
平成17年度	0件／3件	平成23年度	4件／6件
平成18年度	1件／1件	平成24年度	3件／3件
平成19年度	0件／0件	平成25年度	2件／2件
平成20年度	1件／3件	平成26年度	3件／4件
平成21年度	1件／5件	平成27年度	3件／4件
平成22年度	1件／2件		

**Q 11) 詳しく聞きたいのですが、どこに相談にいけばよいのですか？**

まずは、市役所「市民活動推進課」に相談ください。提案内容に応じて、関連部署との連絡調整等を行ないます。

また、「市民活動支援センター」（中央駅前地域交流館2号館2階）でも、提案書様式の記入方法など個別の相談に応じています。ぜひご利用ください。



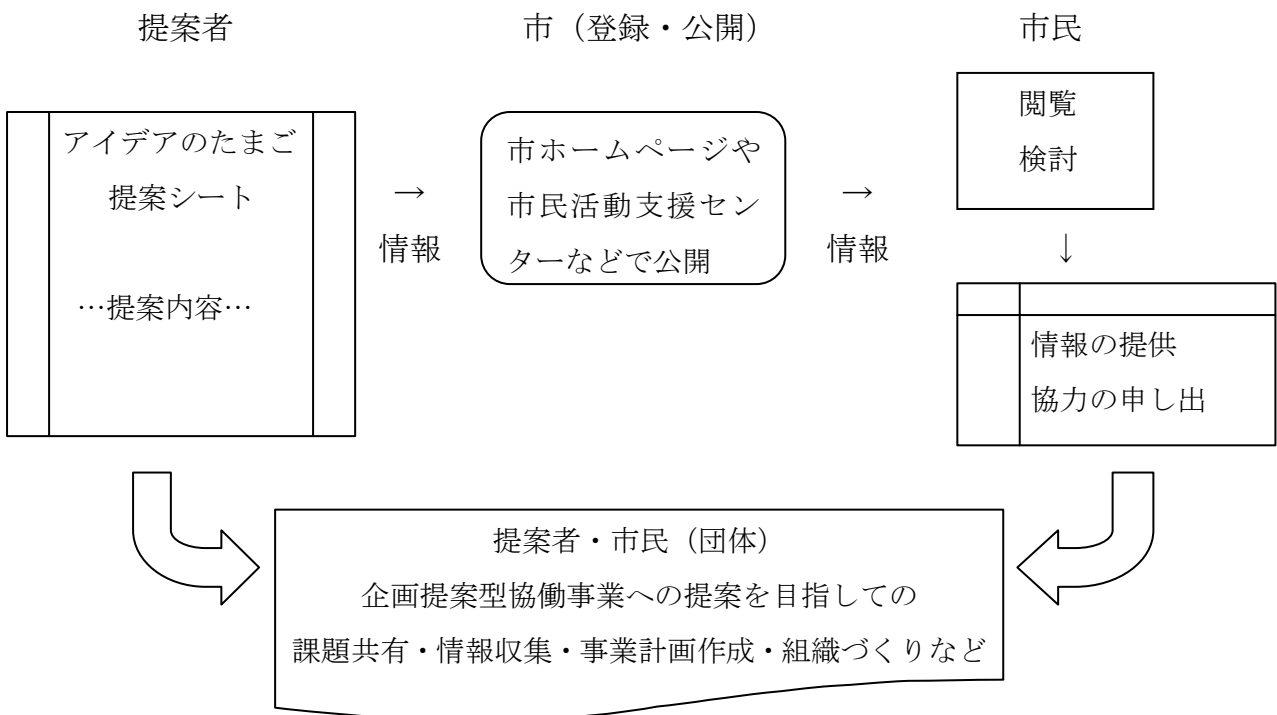
《参考》

「(仮) アイデアのたまご」を募集します。

協働による地域課題解決のアイデアを登録・公開し、今後の提案に結びつけるものです。市民活動推進課で随時受け付けします。

- ▼「アイデアのたまご」のままでは事業化することはできませんが、市民の皆さんが知恵を出し合いながら、時間をかけてアイデアを成長させ、事業提案に結びつけることを目指す仕組みです。
- ▼応募の資格は問いませんが、将来的な企画提案型協働事業への提案を前提に募集するものです。
- ▼担い手が不足している、具体的な事業計画には至っていないなど、企画提案の要件が不足している場合に応募をご検討ください。
- ▼別紙様式に現在のアイデアをご記入ください。受付後、市で登録・公開いたします。
- ▼企画提案型協働事業で対象外となっているものについては、受け付けできません。  
→ 6 参照

「アイデアのたまご」の成長イメージ



《ご相談・問い合わせは・・・》

印西市役所 市民活動推進課 市民活動支援班

TEL 0476-42-5111（内線343）

FAX 0476-42-7242

ホームページ ・ <http://www.city.inzai.lg.jp>

メールアドレス ・ [siminkatudou@city.inzai.lg.jp](mailto:siminkatudou@city.inzai.lg.jp)